

岩手県告示第486号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和3年6月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	指定年月日
医療法人財団正清会 遠野は やちねホスピタル	遠野市青笹町中沢5地割5番地	精神通院医療	令和3年4月1日
クスリのアオキ西大通り薬局	花巻市下北万丁目178番地3	精神通院医療	令和3年5月1日
大手先口薬局	盛岡市本町通一丁目8番13号 藤島ビル101	精神通院医療	令和3年5月17日
かぶとむし薬局	盛岡市月が丘三丁目29番1号	精神通院医療	令和3年6月1日
銀河薬局雫石店	岩手郡雫石町千刈田79番地2	精神通院医療	〃
訪問看護あたご	宮古市築地二丁目2番17号	精神通院医療	〃